

15 学部・専門部試験成績区分の変更にとりまう学則改正の
件認可
〔昭和五年十二月〕

(注記2)

学則改正認可申請書 (注記1)

本大学学部並専門部学則中別紙ノ通り改正致度学則改正要旨並
理由相添此段認可申請候也

昭和五年十一月二十日

財団法人中央大学学長

法学博士 原嘉道印

文部大臣 田中隆三殿

(注記4)

学則改正要旨及理由

学部並専門部ノ試験成績ヲ甲、乙、丙ノ三ニ区分シ甲、乙ヲ合
格トシ丙ヲ不合格ト為ス為メ之ニ関スル学則ヲ改正セントス

学則改正案

中央大学学則第二十七条第二項及専門部学則第二十六条第二項
ヲ左ノ如ク改ム

試験ノ成績ハ(甲、乙、丙)ヲ以テ表示シ(甲、乙)ヲ合格トシ

(注記3)

(下 札)

第一法学部

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	授業 時数	科目	授業 時数	科目	授業 時数	科目
必修科目	三	民法(物權及債權各論)	四	民法(相統)	二	
憲法	二	刑法(各論)	二	商法(海商)	四	
民法(総則、物權、債權)	二	民法(各論)	二	商法(海商)	四	
刑法(総則)	二	商法(総則、商行為)	六	民事訴訟(第二編乃至第八編)	四	
外国法(英法、独)	四	民事訴訟(第一巻)	二			
		刑事訴訟法	二			
		民事、刑事実習	二			
選択科目		外国法(英法、独)	四	同上	二	
経済学	四	行政法	四	法理学	二	
社会学	二	国際公法	四	法制史	二	
羅馬法	二			国際私法	二	
				破産法	二	
				財政学	四	
随意科目						
第二外(英語若クハ独逸語)	三	同上	二	同上	二	

◎選択科目ハ学年ノ始第一学年ニ在テハ二科目、第二学年ニ在テハ一科目、第三学年ニ在テハ二科目若クハ三科目ヲ選定シ学長ノ承認ヲ經ヘシ

第二経済学部

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	授業 時数	科目	授業 時数	科目	授業 時数	科目
必修科目	四	銀行論(信用、貨幣ヲ含ム)	四	商業政策	二	
経済原論	二	交通政策	二	社会政策	二	
経済地理	二	工業政策	二	植民政策	二	
政治学	二	農業政策	二	財政学	四	
憲法	一〇	政治史	二	保険学	三	
民法	二	民法	四	外交史	二	
社会学	二	国際公法	四	行政法	四	
		演習	二	演習	二	
選択科目						
統計学	二	会计学	二	取引所論	二	
簿記原理	二	外国為替	二	国際私法	二	
刑法総論	二	刑法各論	二			
		商法	六	同上	四	
随意科目						
第二外国語(独)	三	同上	三	同上	三	

◎選択科目ハ学年ノ始第一学年ニ在テハ二科目、第二学年ニ在テハ二科目若クハ三科目、第三学年ニ在テハ二科目ヲ選定シ学長ノ承認ヲ經ヘシ

第三 商学部

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	時数	授業	時数	授業	時数	授業
簿記(銀行)	二	二	三	三	四	四
商 品 学	二	二	二	二	三	三
經濟原論	四	四	二	二	二	二
民 法	六	六	五	五	二	二
工業通論	二	二	二	二	二	二
取引所(売買論) (ラ含ム)	二	二	二	二	四	四
貨幣論(信用ラ 含ム)	二	二	二	二	二	二
商業実務	二	二	二	二	二	二
商業英語	二	二	二	二	二	二
選 択 科 目			商業英語	二	同上	二
商 業 史	二	二	倉庫関税	二	植民政策	二
統 計 学	二	二	農 業 政 策	二	國 際 私 法	二
憲 法	三	三	行 政 法	四	破 産 法	二
刑 法 總 論	二	二	刑 法 各 論	二		
隨 意 科 目			國 際 公 法	四		
名 著 研 究	二	二	上	二		
第 二 外 語 (獨、支、露、内)	三	三	上	三	上	三

○ 選択科目ハ学年ノ始第一学年ニ在テハ一科目若クハ二科目、第二学年ニ在テハ同上、第三学年ニ在テハ二科目ヲ選定シ学長ノ承認ヲ經ヘシ

第二節 入学、休学及ヒ退学

第十一条 本大学ニ入学ヲ許スハ本大学予科ヲ卒業シタル者及ヒ左ノ各号ノ一ニ該当スル者トス

一 高等学校高等科卒業業者又ハ文部大臣ニ於テ之ト同等ノ学力アリト認メタル者

二 本学旧大学部卒業業者及ヒ本学専門部卒業業者但大正七年文部省令第三号第二条第四号ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

三 本大学ト同等学校ノ大学予科卒業業者及ヒ専門学校卒業業者但大正七年文部省令第三号第二条第四項ニ依リ指定セラレタル者ニ限ル

第十二条 本大学ト同等学校ノ第二学年以上ニ在学シタル者ニシテ転学ヲ願出ツルトキハ相当ノ学年ニ編入ス但本大学ノ学課程中他校ニ於テ修了セサルモノアルトキハ其科目ニ限リ試験ヲ行フヘシ

第十三条 入学志願者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘテ本大学ニ差出スヘシ但試験ヲ要スル者ハ申込ト同時ニ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第十四条 本大学ノ入学期ハ毎学年ノ始トス但第十二条ニ依リ他ノ同等学校ヨリ転学スル者ハ此限ニ在ラス

第十五条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在学証ヲ差出スヘシ但在学証用紙ハ本大学ヨリ申受クヘシ

第十六条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル成年者タルコト

ヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事件ニ付其責ニ任スヘキモノトス

第十七条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滯

ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタルトキ亦同シ

第十八条 学生疾病其他止ムヲ得サル事故ニ因リ滿二个月以上

修学シ能ハサルトキハ其事實ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連署ノ上學長ニ願出テ其許可ヲ經テ当該学年間休学スルコトヲ得

第十九条 休学シタル学生ハ次学年ノ始ヨリ其原級ニ入テ修学

スルモノトス但休学年間ト雖モ事故止ミタルトキハ其旨ヲ届出テ出席スルコトヲ得此場合ニ於テモ当該学年ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第二十条 学生休学中ハ授業料ヲ免除ス

給費又ハ貸費ヲ受クル者ハ休学ノ月ヨリ之ヲ罷ム

第二十一条 学生ニシテ陸軍現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其間第十八条ノ規定ニ準シテ休学シ滿期後直ニ原級ニ復スルコトヲ得

第二十二条 疾病其他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人

連署ノ上願出テ學長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十三条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

- 一 学業劣等若クハ疾病ニ因リ成業ノ見込ナキ者

二 出席常ナラサル者

三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引續キ一个年間闕席シ又ハ正當ノ理由ナク一个月以上闕席シタル者

第二十四条 第八章ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四个月以上ヲ經過シ改善ノ実アリト認メタルトキハ特ニ再入学ヲ許スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十五条 試験ハ每学年ノ終ニ舉行シ毎年九月追試験及ヒ再

試験ヲ舉行ス

但追試験及ヒ再試験ヲ受クル者ハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第二十六条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十七条 試験ハ各科目ニ付合格不合格ヲ決ス

試験ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

(貼紙・朱書)

(試験ノ成績ハ甲乙丙ヲ以テ表示シ甲乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス)

(貼紙)

(試験ノ成績ハ甲、乙、丙ヲ以テ表示シ甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス)

第二十八条 第一学年配當課目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シ

タル者ニ非サレハ第二学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス、第二学年

配當科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第

三学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス第一学年配當科目中試験未済又

ハ不合格ノ科目アルトキハ此科目ヲモ通算スルモノトス

但科目ト称スルハ第十条ノ学科課程表ニ依ル

第二十九条 試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学スルコトヲ得但六ヶ年ヲ超ユルコトヲ得ス試験ヲ受ケスシテ在学スル者亦同シ

第四節 学 費

第三十条 学部ニ入学スル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第三十一条 授業料ハ一学年金百十円トス左ノ三期ニ納ムヘシ

第一期 四月(四十円) 第二期 九月(金四十円) 第三期 一月(金三十円)

第三十二条 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学以前及ヒ退学以後ノ授業料ヲ免除ス

第三十三条 学生在学中ハ闕席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除セス

第三十四条 既ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返付セス

第三十五条 授業料ヲ滞納スル者ハ完納ノ上ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第三章 大 学 院

第三十六条 大学院ノ入学期ハ毎学年ノ始トス但時宜ニ依リ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第三十七条 本大学ノ卒業者ニシテ大学院ニ入ラント欲スル者ハ特ニ研究セントスル事項ヲ具シ学長ニ願出テ其許可ヲ受クヘシ

本大学ノ卒業者ニ非シテ大学院ニ入ラント欲スル者ハ前項

ノ入学願書ニ学業履歴書ヲ添附シテ差出シ当該学部ノ検定ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ検定料トシテ金十円ヲ納ムヘシ

第三十八条 大学院学生ノ在学ハ其年限ヲ定メス二年以上在学スル者ハ研究シタル事項ニ付卒業論文ヲ提出シテ学位ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ総テ学位規程ニ依ル

第三十九条 大学院学生ハ各研究室ニ於テ学長ノ指定スル指導教員ノ指導ヲ受ケ研究ニ従事スルモノトス

第四十条 大学院学生ノ為メ特ニ講義ヲ開キ特別実習ヲ為サシムルコトアルヘシ

大学院学生ハ学長ノ許可ヲ受ケ各学部ノ講義実習等ニ出席スルコトヲ得

第四十一条 大学院学生ハ毎学年ノ終ニ於テ其ノ研究ノ状況及ヒ成績ヲ記載シタル報告書ヲ指導教員ヲ經テ学長ニ差出スヘシ

第四十二条 大学院学生ハ研究料トシテ一学年金六十六円ヲ納ムヘシ

第四十三条 第十五条乃至第二十四条ハ之ヲ大学院学生ニ準用ス

第四章 大学予科

第一節 学科課程

第四十四条 予科ヲ分チテ第一予科及ヒ第二予科トス修学期間ハ第一予科ハ三学年第二予科ハ二学年トス

第四十五条 大学予科授業科目、其配当及ヒ毎週授業時数左ノ

如シ

第一子科

第一部 (法科、経済科)

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	時数	科目	時数	科目	時数
倫理	一	一	同上	一	同上	一
国語、漢文	五	五	同上	五	同上	五
外国語(英若クハ独)	二〇	二〇	同上	二〇	同上	二〇
歴史及地理	四	四	同上	四	同上	四
数学	四	四	同上	四	同上	四
体操	二	二	同上	二	同上	二
心理学			同上		同上	
自然科学			同上		同上	
簿記			同上		同上	
経済通論			同上		同上	
哲学概説			同上		同上	
法学通論			同上		同上	
第二外国語(英、独ノ内)	二	二	同上	二	同上	二

第二部 (商科)

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	時数	科目	時数	科目	時数
倫理	一	一	同上	一	同上	一
国語、漢文	五	五	同上	五	同上	五

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	時数	科目	時数	科目	時数
倫理	一	一	同上	一	同上	一
国語、漢文	五	五	同上	五	同上	五
外国語(英若クハ独)	二〇	二〇	同上	二〇	同上	二〇
歴史及地理	四	四	同上	四	同上	四
数学	四	四	同上	四	同上	四
体操	二	二	同上	二	同上	二
心理学			同上		同上	
自然科学			同上		同上	
簿記			同上		同上	
経済通論			同上		同上	
哲学概説			同上		同上	
法学通論			同上		同上	
第二外国語(英、独ノ内)	二	二	同上	二	同上	二

第二子科
第一部 (法科、経済科)

科目	第一学年		第二学年		第三学年	
	科目	時数	科目	時数	科目	時数
倫理	一	一	同上	一	同上	一
国語、漢文	五	五	同上	五	同上	五
外国語(英若クハ独)	二〇	二〇	同上	二〇	同上	二〇
歴史及地理	四	四	同上	四	同上	四
数学	四	四	同上	四	同上	四
体操	二	二	同上	二	同上	二
心理学			同上		同上	
自然科学			同上		同上	
簿記			同上		同上	
経済通論			同上		同上	
哲学概説			同上		同上	
法学通論			同上		同上	
第二外国語(英、独ノ内)	二	二	同上	二	同上	二

第二部 (商科)

科目	第一学年	第二学年
	毎週授業時数	毎週授業時数
倫理	一	上
国語、漢文	五	上
外国語(英語)	一〇	上
歴史	四	概説
数学	二	法學通論
自然科学	二	同上
商業通論	二	經濟通論
心理学	二	簿記
体操	二	同上
第二外国語(独逸語)	二	同上

第二節 入学、休学及ヒ退学

第四十六条 大学予科ニ入学ヲ許スハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者トス但外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校四学年終了程度ノ試験検定ノ上之ヲ許可ス

第一予科

(一)中学校四学年修了者(二)高等学校尋常科修了者(三)高等学校高等科入学資格試験合格者(四)専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者(五)文部大臣ニ於テ高等学校高等科ノ入学ニ関シ検定シタル者(六)文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第二予科

(一)中学校卒業者(二)専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者(三)文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十七条 左ノ各号ノ一ニ該当シ前級各科目ノ試験ニ合格タル者ハ第一予科第二学年ニ入学ヲ許ス

(一)中学校卒業者(二)高等学校高等科一学年修了者(三)専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者(四)文部大臣ニ於テ専門学校入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト指定シタル者

第四十八条 大学予科ノ入学期ハ毎学年ノ始一回トス但補欠トシテ臨時入学ヲ許スコトアルヘシ

第四十九条 第十五条乃至第二十四条ハ大学予科学生ニ之ヲ準用ス

第三節 試験

第五十条 各科目ノ試験成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス

第五十一条 不合格ノ科目総科目ノ三分ノ一ニ達セサルトキハ教員会ノ銓衡ニ依リテ仮ニ進級セシムルコトヲ得此場合ニハ不合格ノ科目ニ付キ再試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス

再試験ハ毎年九月之ヲ举行ス但再試験ヲ受クル者ハ受験料金五円ヲ納ムヘシ

第五十二条 引続キ二回進級セサル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第五十三条 試験ハ毎学年ノ終ニ舉行ス但学年試験以外ニ於テ臨時試験ヲ行フコトアルヘシ

第四節 学 費

第五十四条 大学予科ニ入学スル者ハ入学料トシテ金五円ヲ納ムヘシ

第五十五条 授業料ハ一学年金百円トス左ノ三期ニ納ムシ(ママ)

第一期 四月(金三十五円) 第二期 九月(金三十五円)

第三期 一月(金三十円)

第五十六条 第三十二条乃至第三十五条ハ大学予科学生ニ之ヲ準用ス

第五章 給費生及ヒ特待生

第五十七条 学生中學術優等品行方正ナル者ヲ選ヒ銓衡ニ依リ給費生又ハ特待生トス

第五十八条 給費生ハ当該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ給与シ特待生ハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第五十九条 給費生又ハ特待生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ其待遇ヲ解ク

第六章 貸費生及ヒ留學生

第六十条 貸費ハ本大学貸費並寄附貸費ノ二種トス

第六十一条 学生中学費支弁ノ途ナキ者ハ銓衡ニ依リ貸費生トシテ当該学年間年額金三百円以内ヲ貸与ス

第六十二条 寄附貸費ハ寄附者ノ指定ニ從ヒ前条ノ貸費年額以内ヲ貸与スルモノトス但特ニ貸費ヲ限定セラレタルモノハ其

額ヲ貸与ス

第六十三条 貸費ヲ受ケントスル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ学長ニ宛テ差出スヘシ

第六十四条 貸費ノ許可ヲ得タル学生ハ本大学ニ於テ相当ト認ムル保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第六十五条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後一个年目ヨリ毎月貸費ヲ受ケタル半額ツ、月賦返納スヘシ

第六十六条 貸費生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ貸費ヲ罷ム第六十七条 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退学ヲ命セラレ若クハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ又ハ退学スルトキハ貸費ヲ受

ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ但疾病ノ為メ廢学シタル者ハ情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第六十八条 本大学卒業者ニシテ學術優等、品行方正ニシテ將來學術ノ攻究ニ從事セント欲スル者ニハ特ニ学費ヲ貸与シテ

海外ニ留学セシムルコトアルヘシ

留學生ニ関スル事項ハ派遣ノ都度之ル定ム(ママ)

第七章 学生心得

第六十九条 出校スルトキハ必ス制服制帽洋服若クハ袴ヲ着ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第七十条 出校スルトキハ必ス聴講券ヲ携帯スベシ若シ之ヲ携帶セサル者ハ退場ヲ命ス

第七十一条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第七十二条 授業中ハ退席ヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ授業者ノ許可ヲ受クヘシ

第七十三条 学生又ハ保証人氏名ヲ改称シ若クハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第七十四条 三日以上闕府セントスルトキハ必ス其事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但七日以上闕席スルトキハ証明書ヲ添附スルコトヲ要ス

第七十五条 闕席届出ノ日数ハ一个月ヲ超ユルヲ得ス若シ一个月ヲ経過シ其理由尚ホ止マサルトキハ其都度必ス新ニ届出ヲ為スコトヲ要ス

第八章 懲 罰

第七十六条 学生学則又ハ校規ニ背反シ其他不都合ノ行為アルトキハ情状ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シ尚ホ器具等ヲ損壞シタル者ニハ相当ノ賠償ヲ為サシム

第七十七条 学業怠情ニシテ成業ノ見込ナキ者又ハ品行不良改悛ノ目途ナキ者ハ退学ヲ命ス

第七十八条 前二条ノ規定ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シタルトキハ其旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知シ且ツ其退学処分ハ同種学校ニモ之ヲ通知スヘシ

中央大学専門部学則

第一章 総 則

第一条 本大学ニ専門部ヲ置キ法律、政治、経済、商業ニ関ス

ル學術ノ理論及ヒ応用ヲ教授ス

第二条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三条 本大学ノ休業日ハ左ノ如シ

自四月一日 至同月十五日

自七月十六日 至九月十日

自十二月二十六日 至翌年一月七日

日曜日、大祭祝日及ヒ本学記念日(十一月十一日)

第四条 各学科ヲ卒業シタル者ニハ其卒業証書ヲ授与ス

第二章 専門部

第一節 学科課程

第五条 本大学専門部ヲ左ノ三科ニ分ツ

一、法学科

二、経済学科

三、商学科

第六条 各学科ノ修学期間ヲ三学年トス

第七条 各学科ノ修業科目及ヒ其配当左ノ如シ

第一 法学科

科目	学年		
	第一学年	第二学年	第三学年
法学通論	法学通論		
憲法	憲法		
行政法		行政法	
民法	債權總論、物族權	物權、債權各論	相統
商法	債權總論、親族權	總則、会社	手形、海商、保險

銀行	統計学	統計学	銀行	
保険				保険学
関税及倉庫			関税及倉庫	
交通論			交通論	
商業地理及商 品学	商業地理	商品学		
商業史		商業史		
法律学	民法	民法、商法	商法	
経済学	経済原論	商業政策	社会及工業政策	
財政学			財政学	
倫理	倫理	倫理		
哲学概論			哲学概論	
論理、心理	論理、心理			
英語	訳読、英作文 商業英語	訳読、英作文 商業英語	訳読、英作文 商業英語	訳読、英作文 商業英語

別科生ハ論理、心理、哲学概論ヲ随意科トス

第二節 入学、休学及ヒ退学

第八条 専門部ハ年齢十七年以上ノ男子ニ限り入学セシム

第九条 専門部ノ学生ヲ正科生、別科生ノ二種トス

一 正科生ハ左ノ資格ヲ有シ入学スルモノトス但外国人ニシテ之ニ相当スル学歴ヲ有スル者ハ中学校卒業程度ノ試験檢定ノ上之ヲ許可ス

中学校卒業者、師範学校卒業者、実業学校卒業者、専門学校
校入学者檢定規程ニ依リ試験檢定合格証書ヲ有スル者、大

学子科第一学年ヲ修了シタル者、文部大臣ニ於テ専門学校ノ入学ニ関シ中学校卒業者ト同等以上ノ学力ヲ有スルモノト指定シタル者

二 別科生ハ前号以外ノ者ニシテ志願者ノ履歴ニ就キ銓衡ノ上入学ヲ許シタルモノトス但其履歴ニ依リ特ニ国語、漢文、数学ノ三科目又商学科ニ在リテハ更ニ英語ノ試験ヲ行フコトアルヘシ

第十条 専門部第二学年以上ニ編入スルニハ前項ノ資格ヲ有シ
尚ホ前各学年ノ科目ニ付キ試験ヲ受ケ合格スルコトヲ要ス但
受験料ハ金五円トス

第十一条 正科生ノ入学期ハ毎学年ノ始一回トス別科生ハ隨時
入学ヲ許スコトアルヘシ

第十二条 本大学専門部ト同等学校ノ第二学年以上ニ在学シタル者ニシテ転学ヲ願出ツルトキハ相当ノ学年ニ編入ス但本大学ノ専門部学科課程中他校ニ於テ修了セサルモノアルトキハ其科目ニ限り試験ヲ行フ

第十三条 入学志願者ハ入学申込書ニ履歴書ヲ添ヘテ本大学ニ
差出スヘシ但試験ヲ要スル者ハ申込ト同時ニ受験料金三円ヲ納ムヘシ

第十四条 入学ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ保証人ト連署シテ在
学証ヲ差出スヘシ但在学証用紙ハ本大学ヨリ申受クヘシ

第十五条 保証人ハ東京市内ニ一家計ヲ立ツル成年者タルコト
ヲ要ス

保証人ハ本人在学中ニ係ル一切ノ事件ニ付責ニ任スヘキモノ

トス

第十六条 保証人死亡シ又ハ前条ノ要件ヲ欠キタルトキハ遅滞
ナク之ヲ改定シ更ニ在学証ヲ差出スヘシ保証人ノ変更アリタ
ルトキ亦同シ

第十七条 学生疾病其他止ムヲ得サル事故ニ因リ満二个月以上
修学シ能ハサルトキハ其事実ヲ証スル書面ヲ添附シ保証人連
署ノ上學長ニ願出テ其許可ヲ經テ当該学年間休学スルコトヲ
得

第十八条 休学シタル学生ハ次学年ノ始ヨリ其原級ニ入テ修学
スルモノトス但休学年間ト雖モ事故止ミタルトキハ其旨ヲ届
出テ出席スルコトヲ得此場合ニ於テモ当該学年ノ試験ヲ受ク
ルコトヲ得ス

第十九条 学生休学中ハ授業料ヲ免除ス
給費又ハ貸費ヲ受クル者ハ休学ノ月ヨリ之ヲ罷ム

第二十条 学生ニシテ陸軍現役ニ服スル者及ヒ召集中ノ者ハ其
間第十七条ノ規定ニ準シテ休学シ満期後直ニ原級ニ復スルコ
トヲ得

第二十一条 疾病其他ノ事故ニ因リ退学セントスル者ハ保証人
連署ノ上願出テ學長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二条 左ニ掲クル者ハ学籍ヨリ除名ス

- 一 学業劣等若クハ疾病ニ因リ成業ノ見込ナキ者
- 二 出席常ナラサル者
- 三 何等ノ事由ヲ以テスルニ拘ラス引続キ一介年間缺席シ又
ハ正当ノ事由ナク一个月以上缺席シタル者

第二十三条 第五章ノ規定ニ依リ退学処分ヲ受ケタル者四个月
以上ヲ經過シ改善ノ実アリト認メタルトキハ持ニ再入学ヲ許
スコトアルヘシ

第三節 試験

第二十四条 試験ハ毎学年ノ終ニ舉行シ毎年九月追試験及ヒ再
試験ヲ舉行ス但追試験及ヒ再試験ヲ受クル者ハ受験料金五円
ヲ納ムヘシ

第二十五条 試験ノ方法ハ筆記又ハ口述トス

第二十六条 試験ハ各科目ニ付合格不合格ヲ決ス

試験ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表シ優、良、可ヲ合格

トシ不可ヲ不合格トス

(貼紙・朱書)
〔試験ノ成績ハ甲、乙、丙ヲ以テ表示シ甲、乙ヲ合格トシ丙

ヲ不合格トス〕

(貼紙)
〔試験ノ成績ハ〔甲〕、乙、丙〕ヲ以テ表示シ〔甲〕、乙〕ヲ合格ト

シ〔丙〕ヲ不合格トス〕

第二十七条 第一学年配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シ
タル者ニ非サレハ第二学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス、第二学年
配当科目中四分ノ三以上ノ試験ニ合格シタル者ニ非サレハ第
三学年ノ試験ヲ受クルヲ得ス第一学年配当科目中試験未済又
ハ不合格ノ科目アルトキハ此科目ヲモ通算スルモノトス但科
目ト称スルハ第七条ノ学科課程表ニ依ル

第二十八条 試験ニ合格セサル者ハ全部合格ニ至ルマテ在学ス
ルコトヲ得但六介年ヲ超ユルコトヲ得ス試験ヲ受ケスシテ在
学スル者亦同シ

第四節 学 費

第二十九条 本大学専門部ニ入学スル者ハ入学科トシテ金三百

ヲ納ムヘシ

第三十条 授業料ハ一学年金七十七円トス左ノ三期ニ納ムヘシ

但当月割金七円ツツ分納スルヲ妨ケス

第一期 四月(金三十円) 第二期 九月(金三十円) 第三期

一月(金十七円)

第三十一条 学年ノ中途ニ入学シ若クハ退学スル者ハ特ニ入学

以前及ヒ退学以後ノ授業料ヲ免除ス

第三十二条 学生在学中ハ缺席シタルトキト雖モ授業料ヲ免除

セス

第三十三条 授業料ヲ月割分納スル者ハ翌月分ヲ前月末日マテ

ニ納付スヘシ

第三十四条 既ニ納付シタル授業料ハ中途退学スルモ之ヲ返付

セス

第三十五条 授業料ヲ滞納スル者ハ完納ノ上ニ非サレハ試験ヲ

受クルコトヲ得ス

第五章 (マア) 給費生及ヒ特待生

第三十六条 学生中學術優等、品行方正ナル者ヲ選ヒ銓衡ニ依

リ給費生又ハ特待生トス

第三十七条 給費生ハ当該学年間年額金三百円以内ノ学資ヲ給

与シ特待生ハ当該学年間授業料ヲ免除ス

第三十八条 給費生又ハ特待生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ

其待遇ヲ解ク

第六節 貸費生及ヒ留学生

第三十九条 貸費ハ本大学貸費並寄附貸費ノ二種トス

第四十条 学生中学資支弁ノ途ナキ者ハ銓衡ニ依リ貸費生トシ

テ当該学年間年額金三百円以内ヲ貸与スヘシ

第四十一条 寄附貸費ハ寄附者ノ指定ニ從ヒ前条ノ貸費年額以

内ヲ貸与スルモノトス但特ニ貸費額ヲ限定セラレタルモノハ

其額ヲ貸与ス

第四十二条 貸費ヲ受ケントスル者ハ其事情ヲ具シタル願書ヲ

学長ニ宛テ差出スヘシ

第四十三条 貸費ノ許可ヲ得タル学生ハ本大学ニ於テ相当ト認

ムル保証人二名ト連署シテ所定ノ証書ヲ差入ルヘシ

第四十四条 貸費ヲ受ケタル者ハ卒業後一ケ年目ヨリ毎月貸費

ヲ受ケタル半額ツツラ月賦返納スヘシ

第四十五条 貸費生ニシテ成業ノ目途ナキ者ハ直ニ貸費ヲ罷ム

第四十六条 貸費生ニシテ貸費ノ停止又ハ退学ヲ命セラレ若ク

ハ自己ノ都合ニ依リ貸費ヲ辞シ又ハ退学スルトキハ貸費ヲ受

ケタル金額ヲ即時ニ返納スヘシ但疾病ノ為メ廢学シタル者ハ

情状ニ依リ月賦返納ヲ許スコトアルヘシ

第四十七条 本大学専門部卒業者ニシテ學術優等品行方正ニシ

テ将来學術ノ攻究ニ従事セント欲スル者ニハ特ニ学費ヲ貸与

シテ海外ニ留学セシムルコトアルヘシ

留学生ニ関スル事項ハ派遣ノ都度之ヲ定ム

第三章 研 究 科

第四十八条 研究科ハ専門部ノ卒業生ニシテ既修ノ学科ニ付尚

ホ深遠ナル研究ヲ為サント欲スル者ノ為メニ之ヲ設ク

第四十九条 研究科ノ修業科目ハ左ノ十一科トシ各自志望ノ科目ヲ専攻セシム

憲法 行政法 刑法 民法 商法 訴訟法 國際法 政治学 経済学 財政学 商業学

第五十条 修業年限ハ一年以上三年トス

第五十一条 入学期ハ毎年四月トス但随時入学ヲ許スコトアルヘシ

第五十二条 研究科ハ専門部、旧英吉利法律学校、旧東京法学院及ヒ旧東京法学院大学ノ卒業者ニシテ学長ノ承認ヲ經タル者ニ限り入学ヲ許ス但同等学校卒業者若クハ之ト同等ノ学力アル者ニシテ学長ノ承認ヲ經タル者亦同シ

第五十三条 研究科ノ学生ヲ分テ正科生及ヒ別科生トス専門部正科ヲ卒業シタル者ヲ正科生トシ其他ヲ別科生トス

第五十四条 第十四条乃至第十九条ハ之ヲ研究科学生ニ準用ス

第五十五条 研究科ノ授業料ハ一个年金三十三円トス但其納付ニ関シテハ第三十一条乃至第三十五条ヲ準用ス

第五十六条 研究科学生ハ特ニ開ク講義ヲ聴聞スルノ外本大学ノ指定セル指導者ニ從ヒ専攻ノ学科ヲ研究スルモノトス但一般学生ノ為メニスル講義ハ任意聴聞スルコトヲ得

第五十七条 研究科ノ卒業試験ハ論文試問トス但場合ニ依リ更ニ口述試問ヲ為スコトアルヘシ

卒業論文ハ二人以上ノ指導者之ヲ批判ス

落第者ハ更ニ一年以上修業ノ後再ヒ試験ニ応スルコトヲ得

第五十八条 研究科ノ卒業試験ニ応セントスル者ハ受験料金十円ヲ納ムヘシ

第五十九条 研究科ノ試験ニ及シシ法学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部法学士ト称スルコトヲ得経済学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部経済学士ト称スルコトヲ得商学科ヲ卒業シタル正科生ハ中央大学専門部商学士ト称スルコトヲ得

第四章 学生心得

第六十条 出校スルトキハ必ス制帽ヲ戴キ制服、洋服若クハ袴ヲ著ケ靴又ハ上草履ヲ用ウヘシ

第六十一条 出校スルトキハ必ス聴講券ヲ携帯スヘシ若シ之ヲ携帯セサル者ハ入場ヲ許サス

第六十二条 教場ニ於テハ静肅ヲ旨トシ雑談、喫煙其他粗暴ノ挙動アルヘカラス

第六十三条 授業中ハ退席ヲ許サス若シ止ムヲ得サル事故アリテ退席セントスルトキハ授業者ノ許可ヲ受クヘシ

第六十四条 学生又ハ保証人氏名ヲ改称シ若クハ本籍住居等ヲ移転シタルトキハ遅滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第六十五条 三日以上闕席スル者ハ必ス其事由ヲ具シ保証人ト連署シテ届出ツヘシ但七日以上闕席スルトキハ証明書ヲ添付スルコトヲ要ス

第六十六条 闕席届出ノ日数ハ一个月ヲ超ユルヲ得ス若シ一个月ヲ經過シ其事由尚ホ止マサルトキハ其都度必ス新ニ届出ヲ

為スコトヲ要ス

第五章 懲 罰

第六十七条 学生学則又ハ校規ニ背反シ其他不都合ノ行為アルトキハ情状ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シ尚ホ器具等ヲ損壞シタル者ニハ相当ノ賠償ヲ為サシム

第六十八条 学業怠惰ニシテ成業ノ見込ナキ者又ハ品行不良改悛ノ目途ナキ者ハ退学ヲ命ス

第六十九条 前二条ノ規定ニ依リ停学若クハ退学ヲ命シタルトキハ其旨ヲ父兄及ヒ保証人ニ通知シ且ツ其退学処分ハ同種学校ニモ之ヲ通知スヘシ

(裏表紙)

東京市神田区駿河台南甲賀町六番地
昭和五年一月 中 央 大 学

(注記5)	
東專六三三二号	(注記6)
裁定	12月3日
決定	12月3日
文書課長	(宮下)
送	(印)
12月3日	起案者
(田中)	(印)

昭和五年十二月一日起案
 専門学務局長 (赤間)(菊沢)
 学務課長 (服部)
 次官 (中山)(印)
 近沢督学官 不在 (注記7)
 (高橋)(印)
 (神野)(印)
 (春山)(印)

私立大学及専門学校学則中変更認可ノ件

案ノ一

中央大学

昭和五年十一月二十日申請学則中変更ノ件認可ス

年月日

文部大臣

(備考)

第二十七条第二項「試験ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス」ヲ「試験ノ成績ハ甲、乙、丙ヲ以テ表示シ甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス」ニ改メントス

案ノ二

中央大学専門部設立者

財団法人 中央大学

昭和五年十一月二十日申請学則中変更ノ件認可ス

年月日

文部大臣

(備考)

第二十六条第二項「試験ノ成績ハ優、良、可、不可ヲ以テ表示シ優、良、可ヲ合格トシ不可ヲ不合格トス」ヲ「試験ノ成績ハ甲、乙、丙ヲ以テ表示シ甲、乙ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス」ニ改メントス

(注記1)

「昭和五年十一月廿四日／午学第一三、〇二二／東京府經由」

(注記2)

「文部省／昭和5・11・25／東專632号」

「東京府／昭和5・1・21／第 / 收受」

(注記3)

「2463」

(注記4)

「四」(簿冊内件名番号)

(注記5)

「㊦」 「完決」

(注記6)

「要記入」 「記入済」 (柳瀬)

(注記7)

「記録掛／5・12・1／受領」

(下札)

「種別 わ一ノ四／聯繫 2 わ一ノ六／登録追加 / (有原) 件名 東京府
 經由、中央大学々部及2 専門部学則中変更認可／番号 東專六三
 二／終了年月日 昭、五、一二、三／保存年限 ムキ／枚数 冊、
 1、4」

「自大13年5月至昭22年3
 月 中央大学 第5冊」
 「文部省 ㊦ 3A, 9-2, 109」